

県税の賦課徴収等に関する事務に係る 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）案」〈概要〉

1. 特定個人情報保護評価の位置づけと目的

- 特定個人情報保護評価は、特定個人情報の適正な取扱いを確保することにより、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とするものです。
- 特定個人情報保護評価を実施してから一定期間経過すると、個人情報の保護に関する情報技術の進歩や社会情勢の変化が生じることが考えられ、特定個人情報保護評価を再実施し、それらに対応した特定個人情報保護評価書を公表することが求められます。
- 和歌山県では、平成27年9月に「県税の賦課徴収等に関する事務」に係る特定個人情報保護評価を実施しており、公表から5年を迎えることから、この度「県税の賦課徴収等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）案」について県民意見を募集します。
- 県民意見を十分考慮し必要な見直しを行った後に、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条の規定に基づき個人情報保護に関する学識経験者等で構成される合議制の機関（和歌山県個人情報保護審議会）の意見を聴き、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき設置されている個人情報保護委員会に提出し公表します。

2. 評価書案名

県税の賦課徴収等に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）案」

3. 評価書案の概要

○ 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山県は、県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

○ 評価実施機関名

和歌山県知事

I 基本情報

(1) 事務の名称

県税の賦課徴収等に関する事務

(2) 事務の内容（概要）

- ア 納税者等からの申告及び届出等による課税業務
- イ 収納、還付及び充当等を行う収納管理業務
- ウ 滞納者に対する督促状送付及び滞納処分等を行う滞納整理業務
- エ 納税者等の宛名情報の登録、修正及び突合等を行う宛名管理等業務

(3) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

県税運営システム

(4) 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

県税の適正公平な賦課徴収、事務の効率化並びに納税者等の利便性向上及び負担軽減を実現するため、特定個人情報を取り扱う。

(5) 個人番号の利用に係る法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。）第 9 条第 1 項、別表第一の 16 及び 99 の項
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の
の主務省令で定める事務を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第 5 号）第 16 条
及び第 72 条

(6) 情報提供ネットワークシステムによる情報連携に係る法令上の根拠

番号法第 19 条第 7 号及び別表第二の 28 の項
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二
の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号）
第 21 条

II 特定個人情報ファイルの概要

(1) 特定個人情報ファイル名

県税運営システムデータベースファイル

(2) 対象となる本人の数

約 50 万人

(3) 対象となる本人の範囲

納税者等及び課税調査対象者

(4) 記録される項目（主な記録項目）

個人番号、その他識別情報（内部番号）、4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、国税関係情報、地方税関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報

(5) 保有開始日

平成 28 年 1 月

(6) 特定個人情報の入手・使用

本人又は本人の代理人、他の都道府県、市町村、国税庁又は和歌山県の他部署から、番号法第 9 条、別表第一の 16 及び 99 の項並びに第 20 条の規定に基づき、県税の適正公平な賦課徴収、事務の効率化及び納税者等の利便性向上を実現するため、特定個人情報入手し、使用する。

(7) 特定個人情報の取扱いの委託

県税運営システムの運用管理業務を外部に委託しており、当該業務を履行するために必要な範囲で委託先に特定個人情報を取り扱わせる。

(8) 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

市町村、他の都道府県及び国税庁に対して、番号法第 19 条第 9 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号、以下「番号法施行令」という。）第 21 条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号、以下「番号法施行規則」という。）第 19 条の規定に基づき、提供先における税の賦課徴収等に関する事務に使用するため、特定個人情報を提供する。

(9) 特定個人情報の保管・消去

ホストコンピュータ及びサーバに記録された特定個人情報は入退室管理を行うサーバ室内に、端末機に記録された特定個人情報は和歌山県情報セキュリティ対策基準規程（平成 16 年和歌山県訓令第 40 号、以下「対策基準」という。）第 10 条の規定に基づく執務室内に保管しており、保管期間が経過すれば完全に消去する。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

(1) 特定個人情報ファイル名

県税運営システムデータベースファイル

(2) 特定個人情報の入手

ア 目的外の入手、不適切な方法での入手が行われるリスク

本人又は本人の代理人から入手する際は、地方税法（昭和 25 年法律第 256 号）その他の地方税に関する法律等の規定に基づく申告書等の様式を用い、また、国税庁、他の都道府県、市町村又は和歌山県の他部署からは、番号法等の規定に基づいて認められた場合にシステム連携仕様に基づいて必要な情報のみを入手するため、それぞれ対象者以外の情報又は不必要な情報は入手できない。

なお、入手の際は、必要に応じて対象者以外の情報又は不必要な情報が誤って記載されていないか確認を行う。

イ 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

個人番号カードの提示や、県税運営システム又は住民基本台帳ネットワークシステムで保有する情報と突合することにより、本人確認及び個人番号の真正性の確認を行うとともに正確性を確保する。

ウ 入手の際に漏洩・紛失するリスク

窓口で申告書等を受ける場合は、職員が対面で収受し和歌山県公文書管理規程（昭和 61 年和歌山県訓令第 2 号）に基づき保管する。郵送による場合は、必ず郵便又は信書便を利用する旨等をホームページにて案内する。システム連携等によるデータ受信の場合は、専用回線又は行政専用のネットワーク（L GWAN）を利用し、ファイアウォールによる通信制御等を行うとともに、アクセス権限を持つ特定の者のみが利用できるようユーザ制限を行う。

（3）特定個人情報の使用

ア 目的を超えた紐付け等が行われるリスク

県税運営システムは、県税の賦課徴収等に関する事務に係る情報以外は有していないため、特定個人情報と県税の賦課徴収等に関する事務に必要な情報とが紐付くことはない。

イ 権限のない者によって不正に使用されるリスク

利用者ごとに配付する I Cカード、P I Nコード並びに対策基準第 39 条及び第 40 条の規定に基づく I D及びパスワードによるログイン認証等を行う。

職員ごとのアクセス権限に係る申請を受け、事務分担表等に基づき必要性を審査した上でアクセス権限表を作成し、I D及びパスワードの発行、変更、失効等管理を行う。

特定個人情報ファイルへのアクセス履歴を記録し、県税運営システム情報資産等の消去等に関する手順書に基づき 7 年間保管する。県税運営システム操作履歴点検等手順書に基づき、不正アクセス等が行われていないか当該記録の点検及び解析を行う。

ウ 従業者が事務外で使用するリスク

県税の賦課徴収等に関する情報は、対策基準において保管及び使用等に関する制限が設けられるとともに、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定に基づく職務上知り得た秘密、地方税法の規定に基づく税務情報に関する守秘義務がそれぞれ規定されている。また、番号法において特定個人情報漏えい等に対する罰則規定が設けられている。

会計年度任用職員に対しても、対策基準の各規定が適用されるとともに、地方公務員法の規定に基づく守秘義務が課せられており、条例に基づく宣誓書を提出させている。

エ 不正に複製されるリスク

県税運営システムデータベースファイルが格納されるホストコンピュータは、職員が直接アクセスすることを許可していない。委託先に対しては、契約書中「個人情報取扱特記事項」により不正な複製を禁止している。

(4) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

ア 情報保護管理体制の確認

プライバシーマーク及び ISO27001 の取得を受託条件とし、従業者名簿の提出及び委託契約書において「個人情報取扱特記事項」を規定する。

イ 閲覧更新の制限

業務分担表等に基づき必要性を審査した上でアクセス権限表を作成し、対策基準に基づく ID 及びパスワードを発行している。

ウ 取扱いの記録

特定個人情報ファイルへのアクセス履歴を記録し、県税運営システム情報資産等の消去等に関する手順書に基づき 7 年間保管する。県税運営システム操作履歴点検等手順書に基づき、不正アクセス等が行われていないか当該記録の点検及び解析を行う。

エ 提供ルール

委託先は、和歌山県から特定個人情報の提供を受けて委託業務を履行することはない。また、委託先から他社へ特定個人情報を提供することはない。委託契約書において「個人情報取扱特記事項」を規定するとともに、県税運営システム等電算処理業務受託者監査手順書に基づきルール遵守を確認する。

オ 消去ルール

契約書中「個人情報取扱特記事項」に基づき消去するとともに、県税運営システム等電算処理業務受託者監査手順書に基づきルール遵守を確認する。

カ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定

秘密の保持、収集の制限、適正管理及び安全確保措置、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、未承諾の再委託の禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知及び事故発生時における報告、調査

キ 再委託

再委託は原則行わない。行う場合は、委託先より事前に書面による申請を受け、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていること等を確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。

(5) 特定個人情報の提供・移転

ア 不正な提供・移転が行われるリスク

番号法第 19 条第 9 号、番号法施行令第 21 条及び番号法施行規則第 19 条に規定された地方税法又は国税に関する法律の規定に基づく提供先へのみ提供し、番号法施行令第 22 条の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、提供の日時及び提供項目等を記録し 7 年間保存する。

イ 不適切な方法で提供されるリスク

複数の職員による点検及び所属長の決裁を得た上で、番号法第 19 条第 9 号、番号法施行令第 21 条及び番号法施行規則第 19 条の規定に基づく提供であることを確認する。

ウ 誤った情報を提供する、又は誤った相手に提供するリスク

複数の職員による提供内容及び手続きの相互確認を行うとともに、提供内容を記録し保管する。

(6) 情報提供ネットワークシステムとの接続（入手のみ）

ア 目的外入手のリスク

番号法第 19 条第 7 号及び別表第二の 28 の項の規定に基づく事務のみ情報連携を行う。特定個人情報ファイルへのアクセス履歴を記録し、県税運営システム操作履歴点検等手順書に基づき、不正アクセス等が行われていないか点検及び解析を行う。

イ 安全が保たれない方法による入手のリスク

他の通信と論理的に分離した独立性の高いネットワークの形成、ファイアウォールによる通信制御等を実施することで、不正アクセスに対する措置を講じている。

ウ 入手した情報が不正確であるリスク

県税運営システム又は住民基本台帳ネットワークシステムで保有する情報と突合することにより、真正性の確認を行う。

エ 入手の際の漏洩・紛失のリスク

他の通信と論理的に分離した独立性の高いネットワークの形成、ファイアウォールによる通信制御等を実施することで、不正アクセスに対する措置を講じるとともに、アクセス権限を持つ特定の者のみが利用できるようユーザ制限を行う。

(7) 特定個人情報の保管消去

ア 漏洩、滅失・毀損のリスク

(7) 物理的対策

ホストコンピュータ及びサーバに記録された特定個人情報は、入退室管理を行うセキュリティゲート、無停電電源装置、室温管理及び免震措置の対策を講じた部屋に保管し、端末等に記録された特定個人情報は、対策基準に基づき職員不在時は施錠を行う執務室に保管する。

(4) 技術的対策

対策基準に基づくID等によるアクセス制限、ウイルス対策ソフトによる最新パターンファイルの適用、他の通信と論理的に分離した独立性の高いネットワークの形成、ファイアウォールによる通信制御等を実施することで、不正アクセスに対する措置を講じている。

イ 古い情報のまま保管され続けるリスク

申告等の都度又は賦課徴収等に関する事務において必要がある都度、住民基本台帳ネットワークシステム又は団体内統合宛名管理システムから特定個人情報を入手し、更新する。

ウ 消去されずに存在するリスク

保管期間を経過した情報であるかどうかを区別した上で、専用の消去ツールによるデータ消去や特定個人情報を保存した機器の物理的破壊等を行う。

IV その他のリスク対策

(1) 自己点検・監査

対策基準第84条の規定に基づき、1年ごとに少なくとも1回自己点検を実施するとともに、同基準第85条の規定に基づき内部監査を実施することとしている。

県税運営システム等電算処理業務受託者監査手順書に基づき、委託先に対して監査

を実施している。

(2) 従業者に対する教育・啓発

対策基準第22条の規定に基づき、職員及び委託先に対して教育、啓発及び研修を行っている。

V 開示請求、問合せ

(1) 開示請求先

和歌山県総務部総務管理局総務課情報公開班
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL 073-441-2104

(2) 問合せ先

和歌山県総務部総務管理局税務課管理班
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL 073-441-2186

VI 評価実施手続

基礎項目評価における、しきい値判断の結果、基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。全項目評価については、和歌山県県民意見募集手続実施要綱に基づくパブリックコメントを和歌山県のホームページへの掲載及び報道機関への資料提供等により実施し、和歌山県個人情報保護審議会への諮問を行う。